

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「大学等」という。）に入学及び在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、授業料の減免を行い修学に必要な経済的援助を行うことを目的とする。

(留学生の定義)

第2条 この規程において留学生とは、学校法人札幌大学外国人留学生規程第2条に定める者で、それぞれの正規課程に入学を許可された者又は在籍する者とする。

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、20%とする。

2 休学中の学費等納付金は、別に定める。

(減免期間)

第4条 授業料の減免期間は、当該年度内とする。ただし、最短修業年限内に限り繰り返し出願することができる。

(申請手続)

第5条 授業料の減免を希望する留学生は、理事長に願い出なければならない。

2 減免の申請期限は、次のとおりとする。

(1) 新入生は、入学手続締切日まで

(2) 在學生は、減免を希望する年度開始前の3月末日まで

(選考及び決定)

第6条 理事長は、前条の申請に基づき選考のうえ、授業料減免を決定し、留学生に学費等納付金の納入案内をもって通知する。

(停止又は取消し)

第7条 理事長は、留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料減免を停止又は取り消すことがある。

(1) 出席日数が少なく、学業継続の意志がないと認められたとき。

(2) 留年したとき。

(3) 学則に違反し又は学生としての本分に反する行為があり懲戒となったとき。

(4) 留学の在留資格に変更があったとき。

(実施手続)

第8条 この規程の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前入学生については、第3条第1項にかかわらず従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。